

広島県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年十二月一日までの間、縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道音戸倉橋線	呉市倉橋町字飛渡七〇三二番五〇地先から 呉市倉橋町字飛渡七〇二八番八地先まで	令和四年十一月十七日